

「板橋区電子写真提出の手引き（案）」に関する意見と区の考え方

◎ 募集期間:令和7年3月11日(火)～3月28日(金)【18日間】

20250407

	ご意見	回答	項
①	ペーパーレス化の観点から賛成です	区としても、ペーパーレス化及び受発注者双方の業務効率化の観点から必要と考えています	
②	現場検査用のPCの準備は、会社の規模や工事の規模により準備するのが負担になる受注者もいると思われます (検査用PCの購入、定期的な購入、都度の購入) また、個人管理の業務用ノートPCを持ち出す場合、個人情報を持ち出すリスクもあります 取扱い方法も考慮するとタブレット、タブレットPCを監督員(施設経営課)又は検査員にて用意、準備して頂けると業者としては助かります	受注者が写真の質疑対応(画面操作)を行うため、原則として受注者での準備をお願いします なお、受注者での準備が困難な場合は、監督員にご相談ください ⇒P-3に上の内容を追記しました	P-2 P-3 P-5
③	写真帳PDFデータとは別に、写真データ(工種・工区別)も提出が必要でしょうか	写真帳PDFデータとは別に、写真データも提出をお願いします なお、写真データのフォルダ分け(工種・工区別)は撮影アプリケーション等が対応している場合をお願いします (非対応の場合は、フォルダ分け不要)	P-4
④	検査員検査用のノートパソコンの用意は受注者側の手配でしょうか	現場での「検査員検査用のノートパソコン」は、受注者での準備をお願いします(下検査時も同様)	P-2 P-3 P-5
⑤	デジカメによる手書き黒板使用時でも電子提出の対象として欲しいです	「小黒板情報電子化」による業務効率化を推進するため、「手書き黒板」による電子提出の対象外としています	P-3
⑥	DVDへのレーベル印刷は現状では対応困難な会社もあると思われます	レーベル印刷が対応困難な場合は、お手数ですが手書きにて工事件名等を記載してください	P-4
⑦	手引きの第2-3②に注釈について、「小黒板情報電子化しない写真データ…は従前通り紙での提出を基本とする」とありますが、これまでと同様、紙ベースでの提出でもよいでしょうか 機材の準備等もあり、経過措置の意味でも紙ベースと併用できるとありがたいです	これまでと同様に紙ベースでの提出も可能です 本手引きは、電子写真提出する場合のものとなりますので、電子写真提出を義務化するものではありません	